

總會に於て選送する

(一) 但會長ハ本但會ニ代表シ但會一切ノ業務ヲ統  
管ス

(二) 但會副長ハ常ニ但會長ヲ補佐シ但會長事  
故アル場合ハ總テ其代理ス

(三) 部長ハ但會長ノ命ヲ受テ其所屬部由テ監督ス  
會計主任ハ本部ニ常任シ但會長ノ指圖ヲ受テ

(四) 但會ノ會計ニ關スル一切ノ事務ヲ監理ス  
主事ハ部長ノ命ヲ受テ吏部ニ關スル一切ノ事  
務ヲ處理ス

(五) 書記ハ所屬部長及主事ノ許ニ事務ニ關スル  
總テノ業務ヲ行フコト

(六) 評議員ハ名譽職トシ但會長指圖ノ許ニ但會

ノ業務執行其他重要事項ヲ監視ス

(七) 幹事ハ但會長ノ命ヲ受テ部由各部ニ一名ヲ置  
キ部員但會員ノ投票ニ依リ選舉シ但會長

ト協同シ部員一級ノ事務ヲ監督ス  
但會長但會副長部長評議員ノ任期ハ滿

ニテ年トス (但シ再選ヲ妨ケズ)

(八) 但會幹事ハ滿一ケ年ノ任期トシ若シ在期中下  
部休職シ名場合ハ解任シ更ニ投票ニ依リ

之ヲ選送ス  
會計主任主事書記ハ但會長ノ任免ス

(九) 但會長但會副長部長ハ本部ニ常任ス可キモノトス

(十) 顧問ハ但會ニ關スル總テノ問題ニ對シ相談役名ヲ

以テ第七章 (會議)